

## 「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」 の S マークへの適用に関する運用基準

2022 年 8 月 1 日制定

2023 年 8 月 1 日改正

電気製品認証協議会

令和 3 年 4 月 28 日に「電気用品、ガス用品等製品の I o T 化等による安全確保の在り方に関するガイドライン」([https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/iot.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/iot.html)) (以下、「IoT ガイドライン」という。)が発行されたことを受け、この IoT ガイドライン及びを IoT ガイドラインの基になる「令和 2 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関する動向調査) 調査報告書」(以下、「令和 2 年度調査報告書」という。)を電気用品技術基準の解釈別表第八の解説として活用するために、電気用品調査委員会(事務局：一般社団法人日本電気協会)のホームページの「活動成果」(<https://eam-rc.jp/result/result.html>)において、2022 年 7 月 5 日付けで「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」(以下、「IoT ガイドライン等の活用解説(2022 年 7 月 5 日版)」という。)が公開されました。

その後、「令和 2 年度調査報告書」に記載されているユースケース及びリスクシナリオの事例が見直され、令和 5 年 4 月 3 日に「令和 4 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気用品、ガス用品等製品の IoT 化等による安全確保の在り方に関するガイドラインの普及・市場動向等調査) 調査報告書」(以下、「令和 4 年度調査報告書」という。)が公開されました。これを受け、「IoT ガイドライン等の活用解説(2022 年 7 月 5 日版)」が 2023 年 6 月 19 日付けで改正されました(以下、改正版を「IoT ガイドライン等の活用解説(2023 年 6 月 19 日版)」という。)

[https://www.eam-rc.jp/pdf/result/IoTguidelineBetsu8kaisetsu\\_20230619.pdf](https://www.eam-rc.jp/pdf/result/IoTguidelineBetsu8kaisetsu_20230619.pdf)

2022 年 8 月 1 日に制定した本運用基準では、「IoT ガイドライン等の活用解説(2022 年 7 月 5 日版)」を適用していますが、2023 年 8 月 1 日から「IoT ガイドライン等の活用解説(2023 年 6 月 19 日版)」も適用可能とします。

なお、2022 年 8 月 1 日に制定した本運用基準においては、「IoT ガイドライン等の活用解説(2022 年 7 月 5 日版)」の適用開始時期を IoT ガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類ごとに、表 1 のように設定させていただいていますが、「IoT ガイドライン等の活用解説(2023 年 6 月 19 日版)」を適用する場合にもおいても、適用開始時期については変更しませんので、既認証製品の該当製品については、適用開始時期までに認証機関で必要な対応(基準変更試験等)を完了していただけますようお願いいたします。

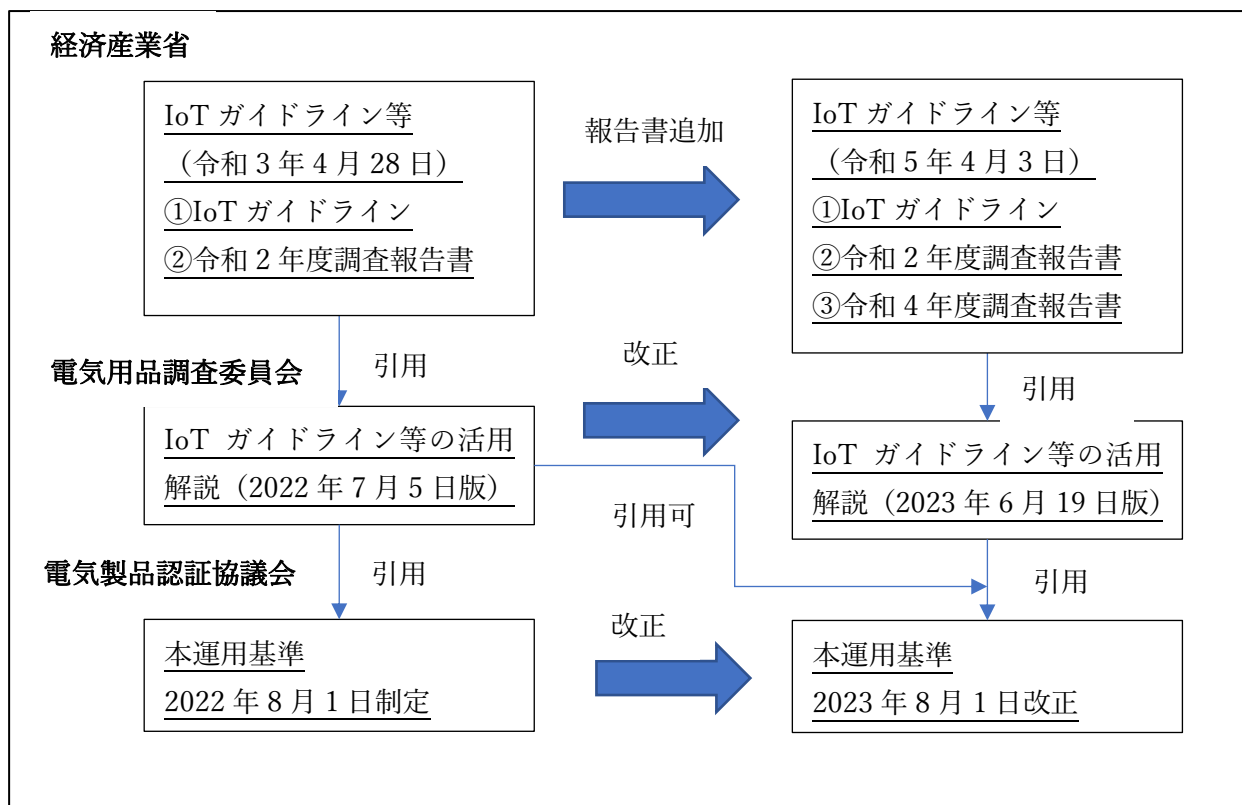


図1 各種文書の改正と引用の関係図

表1 IoTガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類と適用開始時期

IoTガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類	適用開始時期
1. 遠隔操作を許容する機器 (IoTガイドライン等の活用解説 P9 の①～③参照)	2024年8月1日
2. 遠隔操作に不向きな機器 ①【人の注意が行き届くところで使うことを前提に安全設計しているもの】(原則、遠隔操作不可) (IoTガイドライン等の活用解説 P10 の①参照) ②【比較的長時間運転の機器で遠隔操作のリスクを十分に低減できないもの】(原則、遠隔操作不可) (IoTガイドライン等の活用解説 P10 の②参照)	2023年8月1日
③【比較的長時間運転の機器で遠隔操作ではその機能/役割を果たせないもの、または機器の機能、役割から遠隔操作する意味がないもの】(遠隔操作をする目的を明確にする必要がある機器) (IoTガイドライン等の活用解説 P10 の③参照)	2024年8月1日
1.及び2.の「IoTガイドラインの遠隔操作を行う機器の分類」の具体的な製品については、「令和2年度調査報告書」の図表2-35でご確認下さい。 ( <a href="https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/20210331_iot_chousahoukokusyov1.0.pdf">https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/20210331_iot_chousahoukokusyov1.0.pdf</a> )	

本運用基準のSマークへの適用に係る手続き・お問い合わせは、認証を希望される認証機関にお問い合わせください。